

## (仮称) 芝山・大黒山風力発電事業環境影響評価方法書に対する意見

### 1 全体的事項について

- (1) 事業の実施にあたっては、周辺住民の理解が不可欠であることから、住民に対して、十分なコミュニケーションを図るなど、相互の意思疎通に最大限努めたいうで、事業による環境影響を積極的かつ分かりやすく説明すること。
- (2) 環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）説明会の開催等にあたっては、住民参加が幅広く図られるよう開催日時、開催頻度及び開催場所等について住民の生活形態に配慮するとともに、説明会に係る開催の周知については、地区の回覧版を活用するなど、複数の方法により実施すること。  
また、準備書手続の終了後においても、関係住民等の求めに応じて適時説明会を開催するなど、意見や要望に対して、十分な説明及び誠意をもって対応し、誠実に理解の醸成を図ること。
- (3) 準備書の縦覧にあたっては、対象事業実施区域の周辺住民が容易に縦覧できる場所で行うなど、縦覧しようとする住民の利便性向上に努めること。  
また、縦覧期間の終了後においても、事業計画の概要等を記載した資料をインターネットで公開することや、最寄りの公共施設に設置することなどにより、関係住民等への事業計画の周知徹底を図ること。
- (4) 準備書の作成にあたっては、計画内容を可能な限り具体化して、環境影響の予測及び評価（以下、「予測等」という。）を適切に実施できるものにする。  
特に、風力発電機の定格出力、設置基数、配置及び機種並びに変電施設や送電線等の付帯設備の規模及び配置については、対象事業実施区域内における地形、地質、風況及び住民意見等を十分に勘案したうえで複数案を検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。
- (5) 環境影響の予測等にあたっては、専門家等の助言を得ながら、最新の知見及び評価手法を採用し、調査項目及び調査手法等について絶えず見直しを行うとともに、可能な限り定量的な手法を用いること。  
また、予測等の結果の準備書への記載にあたっては、平易な表現や図等を用いるなど、分かりやすい内容とすること。
- (6) 土木工事等（造成・基礎・据付工事等）で使用する建設機械及び資材の運搬等に使用する車両等の仕様及び数量は、環境影響の予測等において重要な項目であることから、当該項目を準備書へ具体的に記載するとともに、特に、騒音及び振動に係る環境影響の予測等の際には、当該項目を適切に反映すること。

(7) 現地調査の実施にあたっては、地域住民への十分な説明、並びに理解を得たうえで行うものとし、苦情等が申し立てられた際には、申立人及び関係機関の指導等に対し、誠意をもって対応すること。

また、風力発電機の稼働後に苦情等が申し立てられた場合の環境保全措置について、施設の稼働停止を含めて具体的に検討し、その結果を準備書へ記載すること。

(8) 対象事業実施区域の周辺においては、「(仮称)馬揚山風力発電事業」など、他の風力発電事業が計画されており、本事業との複合的・累積的な環境影響が懸念されることから、他の事業者と積極的な情報共有し調整を図るとともに、資材搬入及び工事関係車両の通行や施設稼働に伴う騒音・振動、風車の影、バードストライク(コウモリ類を含む。)その他の項目について、他の事業の影響を受けることが予想される地域を調査地点として選定し、他の事業による影響も含めて予測等を行うこと。

(9) 全国各地において、落雷や強風等による風力発電機の破損・倒壊事故、電蝕による火災等が発生していることから、事故等を未然に防止するための安全対策及び点検方法・頻度、並びに事故等が発生した場合における復旧方法・連絡体制などについて、維持管理・修繕費用の確保方法を含めて検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

(10) いわき市宮芝山牧野の周辺に設置予定の2基の風力発電機による芝山牧野及び家畜に対する影響について十分な予測等を行うとともに、その影響を回避すること。

また、現地調査及び事業の実施にあたっては、牧野組合に対して、十分に説明するなどし、牧野利用者の不安払拭に努めること。

## 2 個別的事項について

### 【大気質】

大気質については、現時点で工事用資材等の搬出入及び建設機械の稼働に係る寄与が小さいとし、環境影響評価の項目として選定していないが、今後、計画を精査する過程で、環境影響が生じるおそれがあると判断された場合は、評価項目として選定し、予測等を行うこと。

### 【騒音・低周波音】

風力発電機の稼働に伴う騒音及び低周波音(超低周波音を含む。)の予測等にあたっては、実際に設置する風力発電機の位置及び方向を十分に考慮したうえで、調査地点を適切に選定すること。

また、騒音及び低周波音については、最新の科学的知見を踏まえても不確実性が大きいことから、地形等の地域特性や、他の地域における既存の風力発電事業に係る苦情やその対応事例などを調査のうえで予測等を行うとともに、適切な環境保全措置及び風力発電機の稼働後における事後調査の実施について検討し、準備書に具体的に記載すること。

## 【水環境】

- (1) 対象事業実施区域及びその周辺は、いわき市水道水源保護条例により水道水源保護地域に指定されており、大規模な森林伐開等により、濁水や汚水の流出による河川への影響が懸念されることから、近年の気象状況をふまえ、過去に例を見ない集中豪雨に対しても、下流域の河川水量が急激に増加することのないよう、十分な集水範囲及び調整機能を有する沈砂池や調整池等の設置について検討し、その維持管理に関する事項を含めて、準備書に具体的に記載すること。
- (2) 令和元年東日本台風及び令和元年10月25日の大雨（以下、「令和元年東日本台風等」という。）による水害の発生を踏まえ、工事の実施及び風力発電機の稼働後における、降雨時の三坂川及びその支流の河川水量への影響について予測等を行うこと。  
また、河川水量や水の濁りの予測等にあたっては、最寄りの気象観測所における過去の最大雨量を採用すること。
- (3) 対象事業実施区域及びその周辺における地下水、湧水、表流水等の利用状況の調査及び予測等にあたっては、地元自治会や関係団体等への十分なヒアリングを実施すること。
- (4) 対象事業実施区域の周辺や芝山及び大黒山の麓には、農振農用地区域が存在していることから、工事による水質汚濁など、周辺農用地における営農への影響について予測等を行うとともに、その影響を回避すること。
- (5) 令和元年東日本台風等による被害状況を踏まえ、大雨による道路築造・拡幅及び敷地造成に伴う周辺への影響について十分な予測等を行い、路面排水の流末処理対策等を検討すること。

## 【土砂災害】

- (1) 土砂災害等の未然防止及び自然環境保全の観点から、対象事業実施区域における樹木の伐採や土地の改変を最小限に留めるよう工事計画を検討するとともに、風力発電機の設置にあたっては、十分な地盤調査等により地層の状況を確認するものとし、土砂災害等が生じるおそれがある場合には、風力発電機の配置の変更や、基数の削減を検討すること。
- (2) 令和元年東日本台風等による土砂災害等の被害状況を調査するとともに、土砂災害等の未然防止対策の必要性について検討し、その結果を準備書に具体的に記載すること。
- (3) 対象事業実施区域の一部が土石流危険渓流に隣接しているが、当該区域については、土砂災害の発生や被害の範囲についてその境界を保証するものではないことから、環境影響評価及び事業の実施にあたっては、専門家、福島県及びいわき市河川課等に助言を仰ぐこと。

### 【動植物・生態系】

- (1) 対象事業実施区域の周辺においては、鳥類のうち、サシバ以外にもノスリ及びハチクマの渡りルートとなる可能性があるほか、クマタカ及びオオタカの生息が確認されており、イヌワシについても一時滞在が確認されていることから、鳥類(コウモリ類を含む。)への影響の予測等にあたっては、他の事業者と積極的な情報共有を図るとともに、最新の知見や、専門家及び野鳥保護団体等に助言を仰ぐこと。
- (2) 現地調査の実施にあたっては、当該調査そのものが植物、昆虫、水生生物等の生育・生息や自然環境に影響を与える行為であることを認識し、動植物の採取・捕獲を可能な限り最小限とするとともに、調査終了後は、調査地の原状回復に努めること。
- (3) 土地の改変に伴い、表土の移動や改変箇所の裸地化等により侵略的な外来植物種の生育域が拡大し、周囲の植生等に影響を及ぼすおそれがあることから、対象事業実施区域及びその周辺における外来植物種の生育状況を調査するとともに、工事の実施にあたっては、その生育域が拡大しないような施工方法を検討すること。

### 【廃棄物・残土】

- (1) 廃棄物については、産業廃棄物の種類ごとの発生量の予測等だけでなく、適正処理及び再資源化等の方法についても調査を実施するとともに、環境保全及び廃棄物排出量の低減を検討すること。  
また、風力発電機の稼働中や解体・撤去作業で生じる廃棄物の排出量の予測等を行うこと。
- (2) 事業終了後は、風力発電機を可能な限り速やかに解体・撤去及び処分を行う必要があることから、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン（風力発電）」に基づき、あらかじめ廃棄等費用（風力発電機の解体・撤去及びそれに伴い発生する廃棄物の処理に係る費用）の総額を算定したうえで、積立ての開始時期と終了時期、毎月の積立金額を明らかにして事業計画を策定し、確実に積立てを行うこと。
- (3) 工事の実施にあたっては、相当量の残土の発生が見込まれることから、その発生量の見込み、発生の抑制方法、適切な処理方法、切土量・盛土量等について検討し、その結果を準備書へ具体的に記載すること。

### 【景観】

- (1) 対象事業実施区域には、芝山をはじめ、鮫川溪谷や差塩湿原など周辺に優れた眺望点が存在することから、風力発電機等の設置及び配置による眺望等への影響について十分な予測等を行うとともに、眺望を著しく阻害することのないよう、風力発電機の色等については、自然に溶け込むようなものとする。

- (2) 対象事業実施区域の周辺においては、「(仮称)馬揚山風力発電事業」など、他の風力発電事業が計画されていることから、フォトモンタージュ法による主要な眺望景観の予測等に当たっては、他の事業者と最新の情報を共有のうえ、他の事業を含めて風力発電機の視認の可否を検討し、その結果を準備書に記載すること。

#### 【人と自然との触れ合いの活動の場】

対象事業実施区域には、芝山自然公園が含まれることから、地元の登山愛好家や山岳会等からも広く意見を聴取のうえ、風力発電機等の設置及び配置による当該公園等への影響について十分な予測等を行うとともに、その影響を回避すること。

#### 【その他】

- (1) 環境影響評価及び事業の実施にあたっては、資源エネルギー庁策定の「事業計画策定ガイドライン(風力発電)」の記載事項を遵守するとともに、いわき市公式ホームページにおいて示している「風力発電機導入にあたっての留意事項について」に留意すること。
- (2) 対象事業実施区域の地元自治会から、住民の安全・安心を最大限に確保するため、事業者、地元自治会及びいわき市による「風力発電施設の運用・管理等に関する三者協定」の締結が要望されていることから、環境影響評価手続の終了後、三者協定を締結すること。
- (3) 地域森林計画の対象民有林については、森林を伐採した後の林地を森林以外の目的に利用する際の開発面積が 10,000 m<sup>2</sup> (1.0ha) 以下の場合、土砂の流出や災害の防止に配慮した適正な林地の利用に誘導することを目的として、「小規模林地開発計画書」の提出が必要となることから、いわき市林務課と協議すること。  
また、小規模林地開発に伴い、森林の立木を伐採する際には、「小規模林地開発計画書」とあわせ、「伐採および伐採後の造林の届出書」をいわき市林務課に提出すること。
- (4) 地域森林計画の対象民有林の面積が 10,000 m<sup>2</sup> (1.0ha) を超える開発については、森林法に基づく開発行為の許可(林地開発許可)が必要となることから、該当する場合は、福島県と協議すること。
- (5) 対象事業実施区域内において、造林補助事業を活用した森林整備が行われていた可能性があり、森林整備事業の実施から5年以内における森林以外の転用等の行為は、補助金の返還が必要となる場合があるため、対象事業実施区域内の地番一覧と詳細図を持参のうえ、いわき市林務課と協議すること。
- (6) 事業の実施にあたっては、防災工事を明確にした防災計画を作成し、関係機関との協議を綿密に行うとともに、防災工事を先行実施し、不測の事態に対して万全の体制で対応すること。

- (7) 事業の実施にあたり、いわき市道に係る工事用車両の運行や局部的な改修など、いわき市道の利用を計画する場合には、境界を明確にしたうえで、あらかじめいわき市道路管理課と協議すること。
- (8) 対象事業実施区域は都市計画区域外であり、また、第二次いわき市都市計画マスタープランにおける土地利用方針においては、対象事業実施区域は「生活森林区域」と位置付けられており、市街地及び農村集落と周辺の自然との緩衝地として、大規模な土地改変を伴う開発の抑制を基本とし、里山空間の保全と適正な管理を図る区域としていることから、風力発電機の配置や工事計画について最大限に配慮すること。
- (9) 一定規模以上(高さ13m超又は建築面積1,000㎡超)の建築物や工作物等の新築等、又は一定規模以上(面積3,000㎡超又は法面の高さ5m超かつ長さ10m超)の土地の区画形質の変更を伴う場合は、「いわき市の景観を守り育て創造する条例」に基づく大規模行為の届出が必要であり、また、同行為のうち、特に規模が大きいもの(建築物については高さ31m超又は延べ面積15,000㎡、工作物については高さ31m超)については、景観への影響が顕著であると予測されるため、大規模行為の届出の前に事前協議書の提出が必要となることから、いわき市都市計画課景観係と協議すること。
- (10) 一定規模(10,000㎡)以上の敷地での風力発電機に付属する管理施設及び変電設備を設置する場合には、いわき市都市計画課土地調整係と協議すること。
- (11) 都市計画区域外において10,000㎡以上の土地の取引を行った場合は、国土利用計画法に基づく届出が必要となることから、いわき市都市計画課土地調整係と協議すること。
- (12) 工事の実施にあたり、土器等の遺物を発見した場合には、速やかにいわき市文化振興課に連絡し、協議すること。
- (13) 当該事業は、複数の市町村に跨って実施される事業であることから、準備書の作成にあたっては、風力発電機の設置基数、対象事業実施区域の面積(土地の改変面積や林地開発面積を含む。)、対象事業実施区域周辺の住居数(風力発電機から住居への距離を含む。など)について、市町村ごとの内訳を記載すること。